

# 令和5年度「埼玉わっしょい大使」募集要項

インスタグラムを使い、埼玉県産農産物のPRを行っていただく「埼玉わっしょい大使」を募集します。

## 1 活動内容

- (1) 埼玉県産農産物の写真、農産物を使用したグルメの写真などを、紹介文(買える場所、食べられる場所、PR等)とともに、ご自身のInstagramに投稿し、埼玉県産農産物のPRしていただきます。
- (2) 圃場見学や年4回程度の研修会に参加し、埼玉県産農産物についての知識を深め、より効果的な県産農産物のPR方法等について学んでいただきます。
- (3) 各大使には、月に1回以上投稿をしていただきます。

## 2 応募条件

以下の条件を全て満たす方。

- (1) 埼玉県産農産物に興味があり、Instagramのアカウントを持っている18歳以上の方。※アカウントは公開アカウントとしてください。
  - (2) ZOOM会議に対応できる環境がある方(オンラインによる研修会の際に使用します)。
  - (3) 平日の研修会に参加できる方(年4回程度)
- ※過去に「埼玉わっしょい大使」の経験がある方の応募も可とします。

## 3 募集人数

5名

## 4 募集期間

令和5年4月3日(月曜日)から令和5年4月20日(木曜日)

## 5 任期

令和5年6月1日(木曜日)～令和6年5月31日(金曜日)

## 6 応募方法

以下の(1)と(2)の両方を行ってください。

- (1) 県の電子申請システムにて、入力フォームに申請内容を入力の上、県農業ビジネス支援課あて提出する。
- (2) Instagramにて、「埼玉県産の農産物(農産物、料理、加工品等)」をテーマとして投稿を行う。

※投稿の際には、@saitama\_wassyoi をタグ付けし、「#埼玉わっしょい大使 2023 応募」のハッシュタグ付けてください。

※県公式Instagram「埼玉わっしょい」(@saitama\_wassyoi) にサンプル投稿がありますので御確認ください。

## 7 選考

### (1) 審査

審査は、申請内容及びテーマ投稿をもとに書面により行います。

### (2) 結果

審査結果は、5月16日(火)までにInstagramのダイレクトメールにて応募者全員に御連絡します。

## 8 任命式・研修会

(1) 審査通過者(大使候補者)には、6月1日(水)に任命式を予定していません。

(2) 大使には、圃場見学や年4回程度の研修会に参加していただきます。(交通費は自己負担)

第1回研修会 6月1日(木)

第2回研修会 9月下旬

第3回研修会 1月下旬

第4回研修会 3月中旬

※いずれも平日を予定

## 9 その他

(1) 記念品として交通系 IC カード(IC カード預り金を含む15,000円分)をお渡しします。

(2) 各種イベントの御案内、旬の農産物情報を御提供します。

## 10 問合せ先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

電話：048-830-4106

メール：a4105-05@pref.saitama.lg.jp